

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第 号

**身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則**

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十五年大分県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四号様式の八を次にように改める。

8 呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

身長                      cm                      体重                      kg

2 活動能力の程度

ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。

イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩くとときに息切れがある。

ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。

エ 平坦な道を約 100m、あるいは数は数分歩くと息切れのために立ち止まる。

オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部 X 線写真所見 (      年      月      日 )

ア 胸膜癒着                      (無・軽度・中等度・高度)

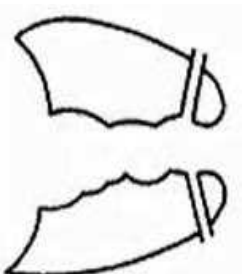
イ 気腫<sup>しゅ</sup>化                      (無・軽度・中等度・高度)

ウ 線維化                      (無・軽度・中等度・高度)

エ 不透明肺                      (無・軽度・中等度・高度)

オ 胸郭変形                      (無・軽度・中等度・高度)

カ 心・縦隔の変形                      (無・軽度・中等度・高度)



4 換気の機能 (      年      月      日 )

ア 予測肺活量       .   L (実測肺活量       .   L)

イ 1 秒量       .   L (実測努力肺活量       .   L)

ウ 予測肺活量 1 秒率           $\left[ = \frac{1}{\%} \times 100 \right]$

(アについては、下記の子測式を使用して算出すること。)



第四号様式の十二の1中

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合計点数	点	点
(○で囲む) 肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上

に改

める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。